

# 都市計画素案説明会等のお知らせ

## 川崎都市計画防災街区整備地区計画の決定（小田周辺地区）

川崎市

本地区は、戦災復興時に土地区画整理事業が行われず、都市基盤がぜい弱なまま市街地が形成された密集市街地で、大規模地震等の発災時には多大な人的・物的被害の発生が懸念されております。

平成29年3月に防災街区整備方針を策定し、本地区を防災上の危険性が特に高い地域のうち、一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区として「防災再開発促進地区」に指定し、整備改善にあたっては、防災街区整備地区計画等の各種手法を用い、効果的な整備の実現をめざすこととしております。

また、平成31年1月には、「小田周辺戦略エリア整備プログラム」を策定し、喫緊の課題である密集市街地改善の取組を進めるとともに、地域住民との協働の取組として地域の防災上の課題や防災性の向上に向けた、まちのルールの必要性について議論を重ねてきました。

この度、これまでの密集市街地改善の取組や地域住民との協働の取組を踏まえ、延焼防止上及び避難上必要な機能確保を一層推進するため、必要な規制を行い、防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図ることで、災害に強いまちの実現及び良好な住環境の形成をめざすため、防災街区整備地区計画の決定に向けた都市計画手続きを行うこととなりました。

### ■決定の概要について

#### 【予定案件】 防災街区整備地区計画の決定



### ■素案説明会の開催について

■日時：令和7年3月26日（水） 午後7時30分から9時まで（開場：午後7時）

■場所：川崎市立田島中学校体育館（川崎市川崎区小田2-21-7）

※先着100名を定員といたします。

お車での御来場は御遠慮ください。

## ■素案の縦覧及び公聴会について

都市計画素案について、次の期間で縦覧を行います。市民の皆さまの御意見をお聴きするため公聴会を開催いたしますので、都市計画素案について公聴会で御意見を述べたい方は、素案の縦覧期間中にお申し出ください。

### (1) 素案の縦覧について

●期 間 令和7年3月27日(木)から令和7年4月10日(木)まで

●場 所 川崎市まちづくり局計画部都市計画課(市役所本庁舎19階)、川崎区役所、田島支所(田島支所仮庁舎)、川崎図書館

※市ホームページでも図書の閲覧ができます。

※都市計画課、川崎区役所、田島支所(田島支所仮庁舎)は、平日の午前8時30分から午後5時まで。

※川崎図書館は、平日の午前9時30分から午後7時まで及び土・日曜日の午前9時30分から午後5時まで。

なお、休館日がありますので御注意ください。

### (2) 公述の申出について

素案の縦覧期間中に、都市計画課まで「公述申出書」を持参又は郵送していただくか、市ホームページから提出してください。川崎市民及び利害関係人の方が公述の申出を行うことができます。

※「公述申出書」は、市ホームページに申請フォームがあります。持参、郵送の場合は公述申出書を素案説明会で配布しますので御利用ください。なお、縦覧場所でも入手できます。

※郵送の場合は申出期間最終日(令和7年4月10日(木))の消印まで有効です。

※公述の申出が多数の場合、公述人を抽選で選定します。選定の結果は、公述の申出をされた方にそれぞれ通知します。

※公述時間は1人15分以内です(公述人が多数の場合は変更あり)。

### (3) 公聴会の開催について

●日 時 令和7年5月13日(火)午後7時

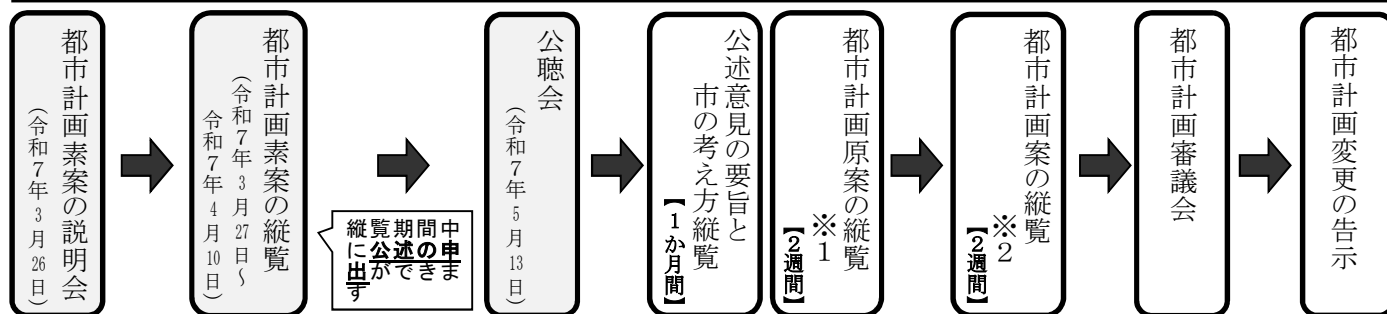
●場 所 川崎市立田島中学校体育館(川崎区小田2-21-7)

※公聴会は、公述の申出があった場合に開催いたします。

※公聴会を開催しない場合は、令和7年4月21日(月)頃までに、市ホームページ、都市計画課、川崎区役所、田島支所(田島支所仮庁舎)、川崎図書館に掲示し、お知らせいたします。

※傍聴を希望される方は、直接会場にお越しください(申込不要)。お車での御来場は御遠慮ください。

## ■今後の手続の流れ



※1 防災街区整備地区計画区域内の土地の所有者等の方が、防災街区整備地区計画に関する事項の都市計画の原案に対して、意見書を提出できます。

※2 川崎市民及び利害関係人の方が、都市計画の案に対して、意見書を提出できます。

※3 各手続について、下記メールマガジンの案内が配信される予定となります。

(お問合せ先)

川崎市まちづくり局計画部都市計画課 電話 044-200-2712

(都市計画案件HP)

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/54-13-8-1-0-0-0-0-0-0.html>

手続のお知らせ(都市計画原案・案の縦覧時期等)は、メールマガジンでの御案内も行いますので、配信を希望される方は御登録をお願いいたします。

(メルマガ登録)

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000119911.html>

都市計画案件HP



メルマガ登録



# 都市計画素案に対する公述の申出について

## 川崎都市計画防災街区整備地区計画の決定（小田周辺地区）

### (1) 公聴会の日時及び場所

- ・ 日 時 令和7年5月13日（火）午後7時
- ・ 場 所 川崎市立田島中学校体育館（川崎市川崎区小田2-21-7）

※ 公聴会は、公述の申出があった場合に開催いたします。

### (2) 公述人の資格

公述できる方は、川崎市民及び利害関係人（川崎市内の土地に法律上の権利関係を有する方や法人等）です。

### (3) 公述申出書の提出先及び提出方法

公聴会での公述を希望される方は「公述申出書」を以下の提出先まで持参もしくは郵送していただくか、市ホームページから提出してください。（FAXや電子メール等での受付は行っておりません）

※氏名、住所、意見の要旨等を記入いただければ書式は自由ですが、裏面の参考書式（HPでも入手可）をご利用ください。

※市ホームページの専用フォームからも申出ができます。

提出先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

### (4) 申出期間

令和7年3月27日（木）から令和7年4月10日（木）まで。

※持参の場合の受付は、平日の午前8時30分から午後5時（郵送の場合は令和7年4月10日消印まで有効）

### (5) 公述人の決定

公述の申出が多数のときは抽選で選定させていただきます。選定の結果は、公述の申出をされた方にそれぞれ通知いたします。また、公述時間は1人15分以内です。（公述人多数の場合は変更あり）

### (6) 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望される方は、当日直接会場にお越しください。なお、公聴会開催の有無を御確認いただく場合は、都市計画課へお問合せください。また、お車での御来場は御遠慮ください。

### (7) 公聴会を開催しない場合

公述の申出がなかった場合は、公聴会を開催いたしません。その場合は、令和7年4月21日（月）頃までに、都市計画課のホームページ、都市計画課、川崎区役所、田島支所（田島支所仮庁舎）、川崎図書館に掲示し、お知らせいたします。

### (8) 公述意見に対する市の考え方

公述意見に対する市の考え方は、後日、公述意見の要旨とともに、公述された方に通知するとともに、都市計画課のホームページ、都市計画課、川崎区役所、田島支所（田島支所仮庁舎）、川崎図書館において、1か月公表いたします。

お問合せ先 川崎市まちづくり局計画部都市計画課（Tel 044-200-2712）

川崎市ホームページより「都市計画案件」と検索してください。

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/54-13-8-1-0-0-0-0-0-0.html>



# 公 述 申 出 書

(宛先 川崎市長)

令和 年 月 日

次の都市計画の素案に対し、意見を述べたいので申し出ます。

■ 都市計画案件の名称

川崎都市計画防災街区整備地区計画の決定（小田周辺地区）

■ 公述申出人

住 所 〒

電話番号

(ふりがな)

氏 名

又は名称

■ 都市計画素案に係る利害関係（本市に住所を有しない方のみ記載ください。）

※該当するところにチェックを入れてください。

☐ 本市に所有権などの権利を有する者 [ ☐ 所有権、☐ 地上権、☐ その他 ( ) ]

☐ その他 ( )

■ 意見の要旨

項目

説明

項目

説明

項目

説明

※注意

- ・意見の要旨については、楷書横書きで簡潔にまとめてください。
- ・説明欄に収まらない場合は、別紙に御記入ください。
- ・都市計画の素案に直接関係がない意見については、述べるできません。